

市場区分の見直しに向けた上場制度の整備に伴う
有価証券上場規程等の一部改正について
(第二次制度改正事項)

2021年4月30日
株式会社東京証券取引所

I 改正趣旨

当取引所は、有価証券上場規程等の一部改正を行い、2022年4月4日から施行します(詳細については規則改正新旧対照表をご覧ください)。

今回の改正は、2022年4月に予定している市場区分の見直しに係る「第二次制度改正事項」として、新市場区分の上場制度、上場会社の市場選択の方法及び新市場区分の上場維持基準を充たさない場合の経過措置について、所要の上場制度の整備を行うものです。

II 改正概要

(備 考)

1. 新市場区分の上場制度

(1) 上場審査基準

- ・ 新市場区分における上場審査基準を新設します。

a. スタンダード市場

(a) 形式基準

イ. 流動性

以下の基準を設けることとします。

項目	基準
株主数 (上場時見込み)	400人以上
流通株式数 (上場時見込み)	2,000単位以上
流通株式時価総額 (上場時見込み)	10億円以上

・有価証券上場規程(以下「規程」という。)第205条第1号並びに第2号a及びb

ロ. コーポレート・ガバナンス

以下の基準を設けることとします。

項目	基準
流通株式比率 (上場時見込み)	25%以上

・規程第205条第2号c

ハ. 経営成績・財政状態

以下の基準を設けることとします。

項目	基準
経営成績	最近1年間における 経常利益が1億円以上
財政状態 (上場時見込み)	純資産が正

・ 規程第205条第4号及び第5号

ニ. その他

現行の本則市場の形式基準と同様の基準を設けることとします。

・ 規程第205条第3号及び第6号から第13号

(b) 上場審査

以下の事項について、上場審査を行うものとします。

- 企業の継続性及び収益性
- 企業経営の健全性
- 企業のコーポレート・ガバナンス及び内部管理体制の有効性
- 企業内容等の開示の適正性
- その他公益又は投資者保護

・ 規程第207条第1項

b. プライム市場

(a) 形式基準

イ. 流動性

以下の基準を設けることとします。

項目	基準
株主数 (上場時見込み)	800人以上
流通株式数 (上場時見込み)	20,000単位以上
流通株式時価総額 (上場時見込み)	100億円以上
時価総額 (上場時見込み)	250億円以上

・ 規程第211条第1号、第2号a及びb並びに第3号

ロ. コーポレート・ガバナンス

以下の基準を設けることとします。

項目	基準
流通株式比率 (上場時見込み)	35%以上

・規程第211条第2号c

ハ. 経営成績・財政状態

以下の基準を設けることとします。

項目	基準
経営成績	A又はBのいずれかを満たす
A. 利益実績	最近2年間における経常利益の総額が25億円以上
B. 売上実績	最近1年間の売上高が100億円以上かつ上場日における時価総額が1,000億円以上
財政状態	純資産が50億円以上

・規程第211条第4号及び第5号

ニ. その他

現行の本則市場の形式基準と同様の基準を設けることとします。

・規程第211条第6号

(b) 上場審査

以下の事項について、上場審査を行うものとします。

- 企業の継続性及び収益性
- 企業経営の健全性
- 企業のコーポレート・ガバナンス及び内部管理体制の有効性
- 企業内容等の開示の適正性
- その他公益又は投資者保護

・規程第213条第1項

c. グロース市場

(a) 形式基準

イ. 流動性

以下の基準を設けることとします。

項目	基準
株主数	150人以上

・規程第217条第1号並びに第2号a及びb

(上場時見込み)	
流通株式数 (上場時見込み)	1,000単位以上
流通株式時価総額 (上場時見込み)	5億円以上

ロ. コーポレート・ガバナンス

以下の基準を設けることとします。

項目	基準
流通株式比率 (上場時見込み)	25%以上

・規程第217条第2号c

ハ. その他

現行のマザーズの形式基準と同様の基準を設けることとします。

・規程第217条第3号から第7号まで

(b) 上場審査

以下の事項について、上場審査を行うものとします。

- 企業内容、リスク情報等の開示の適切性
- 企業経営の健全性
- 企業のコーポレート・ガバナンス及び内部管理体制の有効性
- 事業計画の合理性
- その他公益又は投資者保護

・規程第219条第1項

(2) 上場維持基準

- ・新市場区分における上場維持基準を新設します。
- ・上場維持基準に抵触し、改善期間内に改善が行われなかった場合を、上場廃止基準として定めることとします。

・規程第501条
・規程第601条第1項第1号

a. スタンダード市場

(a) 流動性

以下の基準を設けることとします。

項目	基準
株主数	400人以上 (改善期間1年)

・規程第501条第1項第1号a、bの(a)及び(b)並びにc

流通株式数	2,000単位以上 (改善期間1年)
流通株式時価総額	10億円以上 (改善期間1年)
売買高	月平均売買高10単位以上 (改善期間6か月)

(b) コーポレート・ガバナンス

以下の基準を設けることとします。

項目	基準
流通株式比率	25%以上 (原則、改善期間1年)

・ 規程第501条第1項第1号bの(c)

(c) 財政状態

以下の基準を設けることとします。

項目	基準
財政状態	純資産が正 (原則、改善期間1年)

・ 規程第501条第1項第1号d

b. プライム市場

(a) 流動性

以下の基準を設けることとします。

項目	基準
株主数	800人以上 (改善期間1年)
流通株式数	20,000単位以上 (改善期間1年)
流通株式時価総額	100億円以上 (改善期間1年)
売買代金	1日平均売買代金0.2億円以上 (改善期間1年)

・ 規程第501条第1項第2号a、bの(a)及び(b)並びにc

(b) コーポレート・ガバナンス

以下の基準を設けることとします。

項目	基準
----	----

・ 規程第501条第1項第2号bの(c)

流通株式比率	35%以上 (原則、改善期間1年)
--------	----------------------

(c) 財政状態

以下の基準を設けることとします。

項目	基準
財政状態	純資産が正 (原則、改善期間1年)

- ・ 規程第501条第1項第2号d

c. グロース市場

(a) 時価総額

以下の基準を設けるものとします。

項目	基準
時価総額	上場から10年経過後 40億円以上 (改善期間1年)

- ・ 規程第501条第1項第3号d

(b) 流動性

以下の基準を設けるものとします。

項目	基準
株主数	150人以上 (改善期間1年)
流通株式数	1,000単位以上 (改善期間1年)
流通株式時価総額	5億円以上 (改善期間1年)
売買高	月平均売買高10単位以上 (改善期間6か月)

- ・ 規程第501条第1項第3号a、bの(a)及び(b)並びにc

(c) コーポレート・ガバナンス

以下の基準を設けるものとします。

項目	基準
流通株式比率	25%以上 (原則、改善期間1年)

- ・ 規程第501条第1項第3号bの(c)

(d) 財政状態

以下の基準を設けることとします。

項目	基準
財政状態	純資産が正 (原則、改善期間1年)

・規程第501条第1項第3号e

(3) 流通株式の定義の見直し

- ・上場株式のうち、国内の普通銀行、保険会社及び事業法人等(※)が所有する株式については、上場株式数の10%未満を所有する場合であっても、流通株式から除くこととします。(※事業法人等とは、金融機関及び金融商品取引業者以外の法人をいうものとします。)

▶ただし、所有目的が純投資であることが明らかであり、売買の状況を踏まえ当取引所が適当と認める株式については、流通株式として取り扱うこととします。

- ・役員以外の特別利害関係者の所有する株式について、上場維持基準に係る計算においても流通株式から除くこととするほか、当取引所が流通株式に含めることが適当でないとする株式についても、流通株式から除くこととします。

・有価証券上場規程施行規則(以下「規程施行規則」という。)第8条第1項第4号及び付則第2条

・規程施行規則第8条第1項

2. 新市場区分の選択手続

(1) 上場会社による選択

- ・上場会社は、2021年9月1日から12月30日までの期間(以下、「選択期間」といいます)において、移行日に所属する市場区分として、スタンダード市場、プライム市場又はグロース市場のいずれかの市場区分を選択し、その旨を当取引所に申請することとします。
- ・選択期間に選択申請が行われなかった上場会社については、以下の市場区分への選択申請を行ったものとみなして取り扱うこととします。

・規程付則第2条第1項

・規程付則第2条第4項

選択時の市場区分	選択先の市場区分
市場第一部、市場第二部及びJASDAQスタンダード	スタンダード市場
マザーズ及びJASDAQグロース	グロース市場

(2) 新市場区分の決定

- ・当取引所は、上場会社からの申請を踏まえ、上場会社が所属する新市場区分を決定し、移行日において、当該市場区分に上場会社を上場することとします。

・規程付則第2条第5項

3. 上場維持基準に関する経過措置

- ・移行日の前日における上場会社のうち、以下の区分に該当する会社には、当分の間、緩和した上場維持基準を適用することとします。

・規程付則第4条

移行日の前日における市場区分	移行日における市場区分
市場第一部	スタンダード市場
	プライム市場
市場第二部	スタンダード市場
マザーズ	グロース市場
JASDAQスタンダード	スタンダード市場
JASDAQグロース	グロース市場

4. その他

- ・その他、所要の改正を行います。

Ⅲ 施行日

- ・2022年4月4日から実施します。

以上